

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和5年度第1回さいたま市建築審査会
2 会議の開催日時	令和5年5月15日(月曜日) 14時00分 から15時10分まで
3 会議の開催場所	さいたま市役所 議会棟2階 第6委員会室
4 出席者名	馬橋隆紀会長、大塚嘉一委員、吉沢浩之委員、 能見正委員、篠原厚子委員、遠藤博久委員 (6名)
5 欠席者名	伊藤史子委員
6 議題及び公開又は非公開の別	別紙による
7 非公開の理由	さいたま市建築審査会運営規程第5条第1号に 該当するため
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	別紙による
10 問合せ先	建設局 建築部 建築総務課 管理係 電話番号 048-829-1538
11 その他	さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要 綱第8条第2項ただし書の規定により、議事概 要を公表します

1 議題

(1) 第1号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意

(2) 第2号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可の報告

(3) 第3号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可の報告

(4) 第4号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可の報告

(5) 第5号議案

法第43条第2項第2号の規定による許可の報告

2 審議の結果

第1号議案

同 意

第2号議案～第5号議案

了 承

3 公開・非公開の別

非公開 : 第1号議案から第5号議案

(さいたま市建築審査会運営規程第5条第1号に該当するため)

以上

## 建築審査会要旨

会議名	令和5年度第1回さいたま市建築審査会
開催日時	令和5年5月15日(月) 14:00~15:10
開催場所	さいたま市役所 議会棟2階 第6委員会室
出席委員	馬橋隆紀
	大塚嘉一
	吉沢浩之
	能見正
	篠原厚子
	遠藤博久

## 1 案 件

- (1) 第1号議案  
法第43条第2項第2号の規定による許可申請に対する同意
- (2) 第2号議案  
法第43条第2項第2号の規定による許可の報告
- (3) 第3号議案  
法第43条第2項第2号の規定による許可の報告
- (4) 第4号議案  
法第43条第2項第2号の規定による許可の報告
- (5) 第5号議案  
法第43条第2項第2号の規定による許可の報告

## 2 公開・非公開の別

非公開 : 第1号議案から第5号議案  
(さいたま市建築審査会運営規程第5条第1号に該当するため)

## 3 傍聴人の数

0 人

## 4 議事録の署名について

・大塚委員及び吉沢委員に決定

(次項あり)

## 5 審議内容

### (1) 第1号議案

建築審査会 計画地南側の隣地について、協定通路沿いブロック塀が後退している箇所はどのような取扱いか。

特定行政庁 駐車場用地として後退しているが、あくまでも建築敷地の一部であり協定通路の対象外となっている。

建築審査会 協定通路の最小幅員について、議案資料と協定書で数値が異なるのはなぜか。

特定行政庁 協定締結後の建替の際に後退しているため。  
議案資料の数値が現状の最小幅員となる。

審査結果 同意

### (2) 第2号議案

審査結果 了承

### (3) 第3号議案

建築審査会 以前許可した部分で、協定通路幅員4m未満の部分があるのはなぜか。

特定行政庁 その許可案件建築の時点では幅員4mを確保したと認識していたが、後日通路沿線の別敷地で許可相談があり計測をした際に、塀が越境していたことが判明したため、現状で4m未満となっている。関係者には4mに拡幅整備する旨の再承諾をいただいている。

審査結果 了承

### (4) 第4号議案

特定行政庁 通路の申請地前面の通路内に記載されているのは何か。

建築審査会 電柱を表している。

審査結果 了承

(5) 第5号議案

特定行政庁 当該協定通路沿線において、今後、敷地を2 m接するまでの距離が3.5 m  
超過の敷地で申請があった場合は、個別審議案件となるのか。

建築審査会 そのとおり。

建築審査会 協定通路入口の隅切り部分は協定通路に含まれないのか。

特定行政庁 現状空地となっているが、協定通路の区域には含まれておらず、建築敷地  
として設定されている。

審査結果 了承

以上